

中野市保育所あり方検討懇話会
提言書

平成19年 3月27日

中野市保育所あり方検討懇話会

目 次

| | | |
|-----|---------------------------------|---|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 懇話会での検討事項及び主な意見 | 1 |
| 3 | 検討結果の方向性及び要望事項 | 3 |
| 4 | おわりに | 5 |
| 資料 | | |
| (1) | 中野市保育所あり方検討懇話会委員・アドバイザー名簿 | 6 |
| (2) | 中野市保育所あり方検討懇話会会議開催状況 | 7 |

1 はじめに

中野市では、平成18年3月に中野市次世代育成支援計画（子どもすくすくぷらん）を策定し、多様な保育サービスに対応し、その質の向上を目指すなど、子育て支援に取り組んでおり、また、同年5月に中野市行政改革大綱を策定し、老朽化した保育所について、整備計画を策定し、順次改築することとしている。

また、市内には、公立保育所11園のほか、私立保育所1園、私立幼稚園2園があり、それぞれの園では、乳児、幼児を保育するという役割を果たしながら、地域において子育て支援に取り組んでいるところである。

そのような中、中野市保育所あり方検討懇話会は、市が公立保育所の整備計画を策定するに当たり、少子化を考慮した効率的な組織運営と幅広い保育サービスの提供について検討し、その考え方を市長へ提言するため、同年5月に設置され、以来、10回の会議を開催し、議論を重ねてきた。

なお、懇話会では、会議を開催するに当たり、市民への情報提供と市民からの意見収集の観点から、会議を公開し、併せて、市ホームページへ会議録要旨を掲載して、市民参加に積極的に努めてきた。

その間、各委員においては、それぞれの貴重な経験と専門的な知識を生かし、また、関係者等から情報を収集し、会議に臨んできたところである。

その結果、一定の方向性を出すことができたので、ここに提言する。

2 懇話会での検討事項及び主な意見

本懇話会では、議論をするに当たり保育所が抱える課題を的確に把握するため、公立保育所4園の現地視察を行い、また、委員の協力を得て、実際に保育所へ入園している児童の保護者から、園に対する要望、意見等をお聴きし、併せて、現場で働く保育所職員から、新しい保育所へ望むことを調査し、それらも参考に議論へ反映してきた。

そして、老朽化が著しい昭和40年代以前の保育所は改築が必要であること、改築に当たっては統廃合を検討することの2点を確認し、懇話会設置要綱の規定に基づく検討事項である以下の3項目について議論を進めた。

(1) 保育所の適正規模及び適正配置に関する事項について

① 議論の内容

保育環境の重要性、地域性と保育所選択の自由を考慮する中での規模、時代により変化する利用者ニーズなどの視点から、保育所の適正規模について議論した。

また、立地条件、公共施設を含めたコミュニティーのあり方、車を利用できない方への配慮などの視点から、保育所の適正配置について議論した。

② 主な意見

- ・居住地に関係なくどの保育所にも入所できること、すべての乳幼児が保育所を利用するとは限らないこと、また、市外からも入所できることを考えれば、保育所の数や入所できる人数をどれくらいにすればよいか判断することは困難である。

- ・園児とその家庭の状況を把握するには、園児数が100人を超えると困難と思われる。
- ・発達年齢に応じた保育を行う上で、3歳以上児の混合保育が行われていない状況からみると、現在の保育所の規模が適正規模といえるのではないか。また、3歳未満児が増加している現状から、家庭的な落ち着いた雰囲気の中で保育することが大切であることを考えると、あえて規模の大きな保育所にする必要性は無いのではないか。
- ・過去の経験から、平野保育園の定員規模（210人）であっても、より良い保育は可能であり、職員同士のコミュニケーションについても、工夫することで対応できる。
- ・規模が大きくなることによって、職員は基準どおりに配置することができ、効率化につながる。また、新たなサービスにも対応でき、看護師の配置も可能となる。
- ・21世紀の保育は、保護者と保育士との協同により保育の質を高めることであり、そのためには、スタッフを含めある程度の規模が必要である。
- ・保育の質を高めるには環境も大切であり、自然を肌で感じることができるように屋外の施設を充実させる必要があることから、ある程度の広さが必要となる。
- ・保育所の場所については、送迎など保護者にとって利便性が良い場所が一番に考えられる。
- ・現在の車社会を考えると、保護者の利便性、園児の安全面への配慮が必要であり、併せて、駐車場の確保、広い園庭などを考慮するとある程度の敷地面積が必要である。
- ・まちのあり方を考えた場合、保育所を含めた公共施設の場所もある程度考慮する必要がある。
- ・具体的にどの地域に必要と示すことは困難である。
- ・公共用地の有効活用を考えるべきである。

(2) 保育所への民間活力の導入に関する事項について

① 議論の内容

国や地方公共団体が負う保育に対する責任、委託の範囲、民間事業者の運営姿勢、先進自治体の状況などの視点から、保育所への民間活力の導入について議論した。

② 主な意見

- ・現在既に委託している施設管理などの部分は民間でもよいと思うが、少子化の中で一番大事な子どもの保育の部分は地方自治体と親が担うべきであり、未来を担う子どもを育てる理念を市の姿勢として示すべきである。
- ・民間であっても保護者の理解を得て保育所を運営している社会福祉法人もあることから、私立が公立よりも劣るということはない。
- ・指定管理者制度は導入が始まったばかりであり、公立保育所へ導入した場合の影響について、研究する必要がある。
- ・民間の意思決定の速さ、柔軟性、競争意識は、利用者ニーズに的確に対応して

おり、それらが私立幼稚園及び私立保育園の魅力でもあると考える。

- ・現在も園児の通園バス運転業務や施設の清掃業務などを民間事業者へ委託しており、できるものを民間事業者へ委託することは悪いことではない。

(3) その他効率的な組織運営及び保育サービスの充実に係る事項について

① 議論の内容

保育施設の現状、現在提供している保育サービスの課題と望まれている保育ニーズ、園児数の減少と施設維持や職員配置など財政的、人的な面からの効率化、3歳未満児の増加への対応、望まれる保育士の資質などの視点から、効率的な組織運営及び保育サービスの充実に係る事項について議論した。

② 主な意見

- ・保護者が余裕を持って来園できるように駐車場を確保し、また、園児が過ごしやすくするため、保育室など部屋の配置や大きさを工夫したりし、併せて、自然を取り入れた園庭とそこにある遊具を活用することで、よりよい保育環境というサービスを提供できる。
- ・保育サービスを充実させる根幹は、保育士の資質向上であり、そのための研修機会を充実させる必要がある。
- ・病気回復期にある園児は、保育所で体調を崩すことも多いので、病後児保育は必要である。また、病気の回復期に至っていない園児を預かる病児保育についても検討する必要がある。
- ・保護者の子育て不安に対応するため、子育て相談の充実が必要である。
- ・需要に応じ、長時間保育、一時的保育、障害児保育を充実させることも必要である。
- ・未満児保育の需要が多いため、それに応えられる施設整備や体制の充実が必要である。
- ・途中入園も多いことから、それに対応するため職員を効率的に配置するなど、体制の整備が必要となる。
- ・乳幼児に対する支援を優先的に行う必要があり、効率的な考えは当てはまらない気がする。
- ・異年齢交流や思いやりなどの観点から、学校や他の福祉施設へ併設又は隣接設置することで相乗効果が期待できる。
- ・サービスは低下させないで利益を得るように効率的な運営も考える必要がある。
- ・保育サービスをより充実させるためには、保育士の身分保障も大切であると考えるので、保育士の採用に当たってはできるだけ正規採用とし、特に男性保育士の必要性を把握する中で、その採用も検討すべきである。

3 検討結果の方向性及び要望事項

老朽化が著しい昭和40年代以前の保育所は改築が必要であること、改築に当たっては統廃合を検討することを確認した上で、公立保育所のあり方について検討した結果、

次のとおり方向性を出すことができた。

このことを踏まえ、新しい施設を整備することで、子育て支援や育児相談など新しい保育需要に応えることが可能となると考える。

○保育所の適正規模について

- ・保育所を運営する上で、理想とする園児数があるにしても、時代により変化する利用者ニーズや地域性を考慮すると、一概に規模を定めることは困難である。
- ・しかしながら、園児の安全面や保護者と保育士との信頼関係を構築する上で、また、特に配慮すべき園児が増加していることから、保育所の定数については上限を設けることとし、その数は、現在運営している平野保育園の定数である210人を超えないものとすべきである。

○保育所の適正配置について

- ・老朽化した保育所を改築するに当たっては、市街地及びその周辺地域の特性を把握し、当該地域にある保育所の園児数の推移等将来の見通しを考慮する中で、比較的近距離にある保育所と保育所との統廃合を検討することとし、配置については、その結果を踏まえて判断すべきである。
- ・なお、配置を考えるに当たっては、それぞれの地域では、今ある保育所を含めてまちが形作られていることから、そのまちの活力が失われることがないように配慮する必要がある。

○保育所への民間活力の導入について

- ・地方公共団体は、児童福祉法の規定に基づき、児童の育成に関し保護者とともに責任を負うとされているが、このことは必ずしも保育所の運営すべてを地方公共団体が行うということではなく、様々な形の支援によりその責任を果たすことも可能であることから、公立保育所への民間活力の導入については、保護者の利便性や安全面が向上し、多様な保育ニーズに応えられ、併せて効率化が図られるならば、可能なものを民間事業者へ委託することは悪いことではないと考える。
- ・しかしながら、保育所の運営すべてを移管する、いわゆる民営化については、移管する民間事業者の選択方法、移管の手続き、移管後の市の関わりなど克服しなければならない様々な課題があり、また、公立保育所の果たす役割があることから、保護者や関係者の理解を得ながら研究をすることとし、早急な導入は控えるべきである。

○その他保育サービスの充実について

- ・乳幼児や家庭を取り巻く環境は、以前と比べ大きく変化しており、また、保護者の就労形態も様々であることから、保護者が求める保育サービスも多様化している。
- ・このことから、3歳未満児保育や障害児保育、長時間保育、一時的保育など特別保育について、需要に応じて一層の充実を図っていく必要があり、併せて、病児、

病後児保育など新たなサービスについても導入を図っていくべきである。

- ・また、保護者の子育て不安に応えるため、保育に関する相談に応じ、助言を行うことでコミュニケーションを図り、地域の子育て支援の拠点施設としての機能も果たすべきである。
- ・これらに対応するためには、保護者や園児が安心して利用できる駐車場や園庭を含めた施設の整備と保育士の資質向上のための研修機会の充実など職員体制の整備が重要である。

なお、保育所を整備するに当たっては、次の事項を尊重願いたい。

- ・保護者の視点や園児の目線に配慮すること。
- ・地域の理解を得ること。
- ・保育所職員の意見を考慮すること。
- ・公共用地を有効活用すること。
- ・民間企業をはじめ関係機関に対し、育児休業制度の充実と利用促進について、働きかけること。

4 おわりに

保育所は、乳幼児にとって、一般的に初めて集団生活を経験する場所であり、そこでの生活や遊びを通し、集団の中でルールを守ることや協力してものごとに取り組むことなど、生涯にわたる人間形成の基礎を培う場所ともなる。

また、急速な少子化の進行及び家庭や地域を取り巻く環境の変化に伴い、保育所では、子育て相談に応じたり、助言をするなど、地域における子育て支援のための社会的役割が今までにも増して重要になってくると思われる。

一方、保育所における保育の目標や方法等の基本を示す「保育所保育指針」には、保育の基本は、家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完を行うとあることから、保護者の方々も、改めて、家庭での養育の大切さを認識していただきたい。

国においては、「保育所保育指針」について、保育を取り巻く環境の変化等を踏まえ、幼児教育の充実・小学校との連携強化、地域の子育て拠点としての保育所の機能強化等の観点から、その改定について検討がなされており、また、就学前の教育・保育ニーズに対応するため、新たな選択肢として「認定こども園」の制度もスタートしたところである。

本市においても、21世紀にふさわしい保育を目指し、市民の考えを聴きながら保育サービスの向上に努め、地域で子どもたちが健やかに育成される環境が整備されることを強く望むものである。

資料

(1) 中野市保育所あり方検討懇話会委員・アドバイザー名簿

| 区分 | 氏名 | 所属 | 役職 | 備考 |
|---------------|-------------------|-----------------------|-----------------|----|
| 関係団体から推薦のあった者 | たなかちえこ 田中知恵子 | 中野市民生児童委員協議会 | 副会長 | |
| | つばらくまゆみ 津布楽真弓 | 中野市民生児童委員協議会 | 中野地区主任児童委員 | |
| | まつしまてるお 松島輝男 | 中野市区長会 | 会長 | |
| 識見を有する者 | しみず だだし 清水 正 | 中野市教育委員会 | 教育委員長 | |
| | なおえひろし 直江寛志 | 中野市校長会 | 中野小学校校長 | |
| | おみぎわひろゆき ○岡沢弘行 | 社団法人信濃中野法人会 青年部 | 青年部副部長 | |
| | あおきてるゆき 青木璋行 | 長野県教育委員会事務局 こども支援課 | 保育専門相談員 | |
| 保育所入所児童の保護者 | こばやしかつのり 小林且典 | 西町保育園保護者 | 保護者会長 | 公立 |
| | やまざきみゆき 山崎美雪 | 平岡保育園保護者 | 保護者会長 | 公立 |
| | すやまちとし 須山千才 | ひよこ保育園保護者 | ひよこ保育園をつくる会事務局長 | 私立 |
| 公募による者 | おおつかかずお ◎大塚一夫 | | | |
| | わたぬきまさこ 綿貫當子 | | | |
| 保育士 | にしはらよしこ 西原芳子 | 永田保育園 | 園長 | |
| | よしはらえみこ 吉原恵美子 | みよし保育園 | 主幹 | |
| アドバイザー | こんどうみきお 近藤幹生 | 長野県短期大学 | 幼児教育学科専任講師 | |

備考 ◎印は、会長

○印は、副会長

(2) 中野市保育所あり方検討懇話会会議開催状況

| 回数 | 日時 | 場所 | 主な協議事項 |
|------|--------------------------|---------------|--|
| 第1回 | 6月30日(金) 14:00~15:35 | 本庁舎 | <ul style="list-style-type: none"> 懇話会設置の趣旨説明 会議の進め方 |
| 第2回 | 7月27日(木) 13:30~17:00 | 本庁舎及び 各保育所 | 公立保育所(4園)視察 |
| 第3回 | 8月24日(木) 14:00~15:50 | 本庁舎 | 視察に伴う意見交換 |
| 第4回 | 9月22日(金) 14:00~15:36 | 本庁舎 | 保育サービスの充実について |
| 第5回 | 10月20日(金) 14:00~15:48 | 本庁舎 | 保育所の適正規模及び適正配置について |
| 第6回 | 11月17日(金) 14:00~15:56 | 本庁舎 | 保育所の適正規模及び適正配置について |
| 第7回 | 12月26日(火) 14:00~15:44 | 中野人権セ ンター | 保育所の適正規模及び適正配置について |
| 第8回 | 1月26日(金) 10:00~11:35 | 中野人権セ ンター | <ul style="list-style-type: none"> 保育所の適正配置について 保育所への民間活力の導入について 提言書の骨子について |
| 第9回 | 2月27日(火) 15:00~17:34 | 中野人権セ ンター | 提言書(素案)について |
| 第10回 | 3月27日(火) 14:00~15:25 | 中野人権セ ンター | <ul style="list-style-type: none"> 提言書について 市長へ提言 |